

国立大学法人山口大学吉田地区構内交通規則

改正 平成17年4月19日
改正 平成18年3月10日
改正 平成19年3月15日
改正 平成19年4月17日
改正 平成20年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学吉田地区構内（以下「構内」という。）における自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「車両」という。）の交通規制を実施し、構内の交通安全と静穏を維持することを目的とする。

(車両の通行制限)

第2条 自動車は、所定の手続による駐車許可証又は通行許可証を表示したものでなければ、構内に乗り入れることができない。

2 構内への車両の出入口は、正門及び南門の2か所とし、開門は午前6時、閉門は南門を午後8時、正門を翌日の午前0時とする。

3 前項以外の門又は出入口は、車両通行止めとする。ただし、バリケードによる通行規制場所については、通行できる時間帯を別に定める。

4 構内における車両の通行規制区域及び駐車場・駐輪場は別図のとおり定める。

5 通行規制区域内は、一方通行とする。

第3条 通行規制区域内は、休日を除き、午前7時30分から午後8時まで車両の通行を禁止する。

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車は通行規制区域内を通行することができる。

- (1) 公用車（これに代わるものを含む。）、救急車、消防車及び郵便車
- (2) 構内通行証を表示した貨物等を運搬する自動車
- (3) 身体障害者の使用する自動車
- (4) タクシー及び本学に関わる貸切りバス

第5条 構内における車両は、毎時20キロメートルを超えない速度で進行しなければならない。

(駐車の規制及び自粛)

第6条 次の各号のいずれかに該当する国立大学法人山口大学（以下「本学」という。）の職員、学生に対しては、その使用する自動車の構内への乗り入れを禁止し、駐車の許可をしないものとする。

(1) 職員については片道通勤距離が2 Km未満の者、別表第1に掲げる構内への自動車の乗入れ及び駐車を許可しない者の居住区域に居住する学生

(2) 学部1年生として入学し、入学後2年間を経過しない学生で、自宅通学でない者

(3) 学部1年生として入学し、入学後2年間を経過しない学生で、別表2に掲げる居住区域から自宅通学する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の使用する自動車については、構内の通行及び駐車の許可ができるものとする。

(1) 身体障害者で自動車の使用を必要とする者

(2) 職員・学生でその他特殊事情により自動車の使用が必要であり、在籍部局長が特に必要と認めた者

3 第1項に規定する区域以外の地域に居住する者で、自動車に代わる交通機関で通勤又は通学が可能なる者については、構内への自動車の乗り入れ及び駐車を自粛するものとする。

(駐車・駐輪場所)

第7条 車両は、第2条第4項に定める駐車・駐輪場以外の場所に駐車・駐輪してはならない。

(車両の出入口の指定)

第8条 正門側駐車場を利用する自動車は、正門から出入りしなければならない。

2 農学部東側駐車場、人文学部南側駐車場、理学部東側駐車場、国際交流会館2号館北側駐車場及び第1学生食堂東側駐車場を利用する自動車は、南門から出入りしなければならない。

3 正門側二輪駐輪場を利用する自動二輪車又は原動機付自転車は正門から、南門二輪駐輪場を利用する自動二輪車又は原動機付自転車は、南門から出入りしなければならない。

(駐車許可証)

第9条 自動車で本学に通勤又は通学しようとする者は、駐車許可証の交付を受けなければならない。

第10条 駐車許可証の交付を受けようとする者は、駐車許可願に必要事項を記入の上、別表3に定める区分に従い、その交付を受けなければならない。

2 前項により交付を受けた者が、自動車で本学に通勤若しくは通学する必要がなくなった場合又は第6条第1項に規定する区域に居住することとなった場合は、駐車許可証を返納しなければならない。

(構内通行証)

第11条 荷物の運搬その他特別の理由により、自動車で構内を通行しようとする者は、給与福利センター給与情報係に申し出て、構内通行証の交付を受けなければならない。

(学内臨時駐車証及び構内臨時通行証)

第12条 自動車の来学者又は業務上の必要により臨時に構内に入り駐車場を利用しようとする者は、門衛所に申し出て、学内臨時駐車証の交付を受けなければならない。

2 荷物の運搬その他特別の理由により構内を通行しようとする者は、門衛所に申し出て、構内臨時通行証の交付を受けなければならない。

3 前2項の学内臨時駐車証又は構内臨時通行証は、発行当日に限り有効とする。

(許可証の表示)

第13条 駐車許可証、構内通行証、学内臨時駐車証又は構内臨時通行証は、自動車の運転席前部ダッシュボードの上に表示しなければならない。

(交通指導委員会)

第14条 国立大学法人山口大学施設環境委員会(以下「施設環境委員会」という。)の下に、構内における交通規制の円滑な実施を図るため、各学部、事務局(総合図書館及び保健管理センターを含む。)(以下「部局等」という。)にそれぞれ交通指導委員会を置く。

2 交通指導委員会は、各部局等所属の職員若干名をもって組織する。なお、交通指導委員会委員は部局等の長が所属職員の中から選出し、委員長は部局等の長をもって充てる。

3 交通指導委員会は、吉田地区施設環境委員会の方針に基づき、部局等資産管理区域内の交通安全の確保、違反者に対する指導及び処置に当たるものとする。

(駐車許可の取消し)

第15条 第10条第1項により駐車許可証の交付を受けている者が、次の各号の一に該当した場合は、この駐車許可を取り消すことがある。

(1) 申請の内容が虚偽であった場合

(2) 第3条の規定に違反した場合

(3) 第10条第2項の規定に違反した場合

(無許可の者の違反者に対する処置)

第16条 駐車許可証又は通行許可証の交付を受けていない者が、この規則に違反した場合は、学則その他の定めるところにより処置することができる。

(通行の心得)

第17条 職員、学生及び外来者で車両を使用する者は、構内の交通規制を常に遵守し、規制の目的が達成されるよう協力しなければならない。

(その他)

第18条 この規則の解釈及び実施に関し必要な事項は、施設環境委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月19日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学吉田地区構内交通規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年3月15日から施行する。

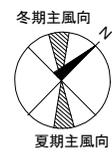
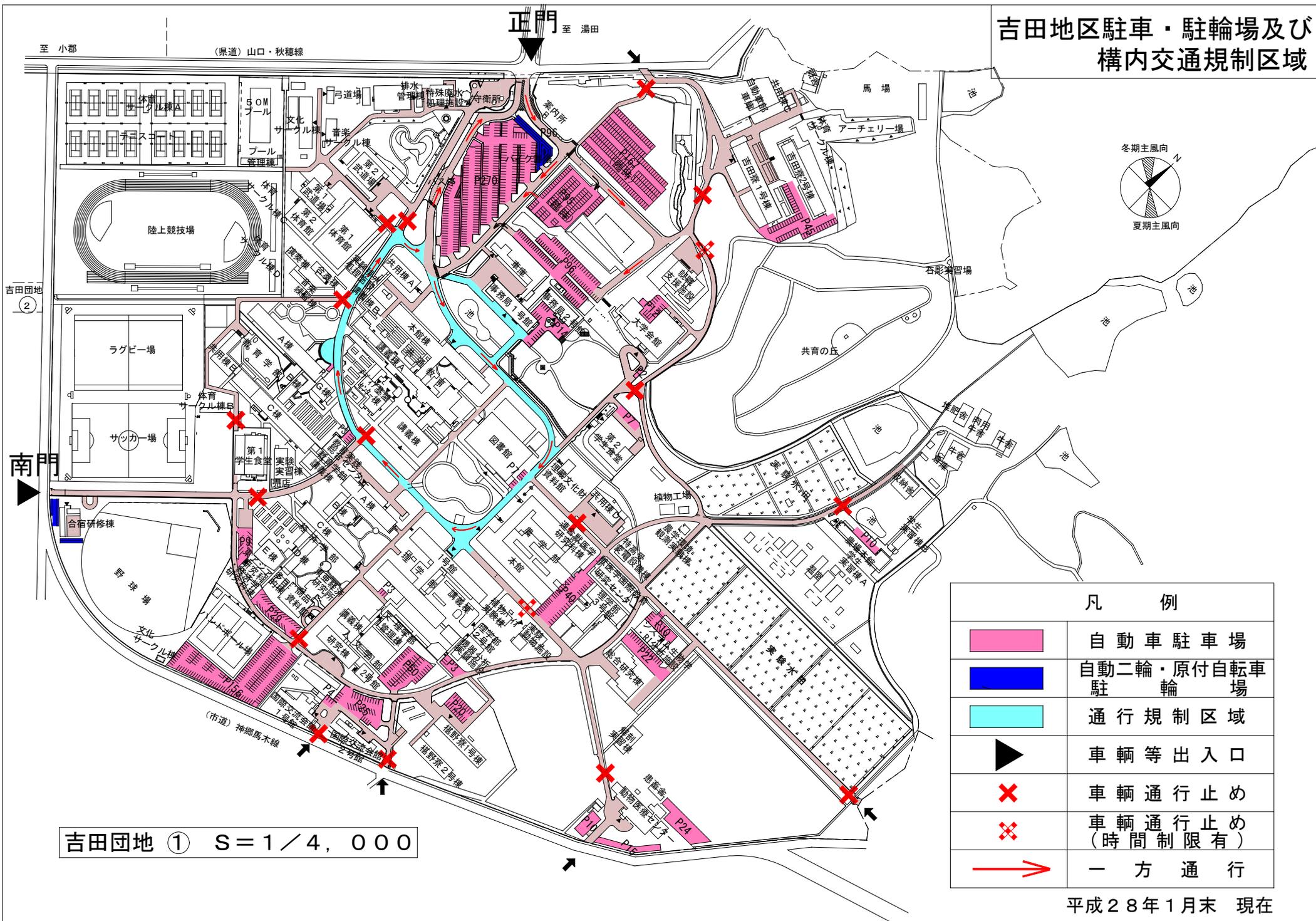
附 則

この規則は、平成19年4月17日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学吉田地区構内交通規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

吉田地区駐車・駐輪場及び 構内交通規制区域



凡 例	
	自動車駐車場
	自動二輪・原付自転車駐輪場
	通行規制区域
	車輛等出入口
	車輛通行止め
	車輛通行止め (時間制限有)
	一方通行

吉田団地 ① S=1/4, 000

平成28年1月末 現在

別表1（第6条関係）

構内への車両の乗入れ及び駐車を許可しない者の居住区域

（学生（学部1年生として入学し、入学後2年間を経過しない者を除く。）に適用する。）

区 分	町 名・小 字	備 考
榎野川以西 （湯田温泉方面）	三和町	一部（袖解橋に通ずる用水路以南の区域）
	松美町，富田原町	全 域
	前 町，下市町	〃
	今井町	〃
	湯田温泉2丁目	〃
	周布町，若宮町	〃
	穂積町	〃
榎野川以東 大字平井	上平井，中 原	全 域
	古 曾， 台	〃
	平井西，指 出	〃
	馬木領，中 野	〃
大字黒川	小 原，北小路	一部（福良バス停～石津橋を結ぶ線の以東区域）
	中村西	一部（福良バス停～広沢寺を結ぶ線の以東区域）
	岡小路，小路，潤	全 域
大字吉田	岡大塚，馬木坂本 神 郷，中河内	全 域 〃
大字御堀	問 田	問田川（永代橋～中村橋間） 以西全域
	小京都ニュータウン	全 域

別表2（第6条関係）

構内への車両の乗入れ及び駐車を許可しない者の居住区域

（学部1年生として入学し，入学後2年間を経過しない学生で自宅通学する者に適用する。）

町名等	備考
野田，石観音町，大殿大路，下堅小路，大手町，円政寺町，久保小路，新馬場，諸願小路，銭湯小路，中河原，中河原町，亀山町	全域
八幡馬場	日赤前バス停から今八幡宮に通ずる道路以西の地域
上堅小路，後河原	野田学園前バス停から県庁前バス停に通ずる道路以南の地域
道祖町，円政寺，堂の前町，大市町，中市町，東山一丁目～二丁目，米屋町，駅通り一丁目～二丁目，道場門前一丁目～二丁目，本町一丁目～二丁目，黄金町，古熊一丁目～二丁目，惣太夫町，鱈石町，宮島町	全域
古熊三丁目	東山橋から日赤口バス停に通ずる道路以西の地域
春日町，白石一丁目～三丁目，糸米一丁目～二丁目，荻町，神田町，楠木町，泉町，吉敷	国道9号線以南の地域
朝田	国道9号線以南の地域及び国道9号線から関屋橋に通ずる道路以東の地域
中央一丁目～五丁目，旭通り一丁目～二丁目，緑町，中園町，三和町，元町，熊野町，泉都町，松美町，湯田温泉一丁目～六丁目，前町，下市町，今井町，富田原町，葵一丁目～二丁目，周布町，若宮町，穂積町，幸町，宝町，矢原町，矢原，黒川，平井，吉田，大内御堀（問田，小京都，姫山台，姫山団地，中村，上千坊，下千坊，千坊北，御堀，御堀団地，御堀ヶ丘，東御堀，下矢田，農業試験場）	全域
大内御堀（小野）	中国自動車道から以北の地域
大内御堀（氷上）	氷上橋～氷上公民館～妙見社～国道262号線に通ずる道路以西の地域

別表3 (第10条関係)
 駐車許可証の申請及び交付場所

申込区分	該当者	給与福利 センター 給与情報係	各学部 総務予算係	財務部 財務課 決算資産係	学生支援部 学生支援課 支援企画係	学生支援部 教育支援課 総務係	情報環境部 情報企画課 総務係
教職員	事務局勤務の方	○					
	講義以外の宇部地区の方	○					
	学部勤務の方	○					
非常勤講師	学部で講義される方		○				
	共通教育で講義される方					○	
教職員 (宇部地区)	共通教育で講義される方					○	
学生	全学生				○		
その他	食堂/生協/警備/ 清掃/ 売店/サークル講師 等の方	○					
	学外研究者		○				
	本学施設(吉田地区)を 利用される臨時的入構者 (各種試験/公開講座/講 演会など)			○			
	一般の図書館利用者 (学内者不可)						○